

当為と法思想

Ought and Legal Ideas

平田 陽一

Yoichi HIRATA

Key words : 当為の法則, 社会規範の法則, 法規範の法則

はじめに

法の世界は広くて深く、ひとつの全体像を描くことは非常に困難である。たとえば、宗教・道徳・習俗と法との間に明確な線を引くことはできない。法と道徳の相違については、これまでに多くの研究が行われてきたが、今でも十分な理解には至っていない。そもそも、法とは何かという問いに対してひとつの定義を与えることはできないと思われる。しかし、法についての曖昧な認識のまま勉強を始めることには、疑念や不安がつきまとうことであろう。そこで、一般的に共有されていると思われる知識の範囲内であるが、当為という概念を手掛かりとして、多少なりとも法のイメージを浮かび上がらせてみたい。

1 存在の法則と当為の法則

法則には、存在に関する法則と当為に関する法則がある。存在の法則というのは、その名称のとおり「存在するもの」に関する法則である。ここで言う存在というのは、正義とか人権のような意識の中における観念的なものとしての存在ではなく、自然的な物的なものとしての存在である。例えば私たちの身の回りでは起きている自然現象の存在である。そして、自然現象にはそれを支配する法則、いわゆる自然法則が存在している。それを発見したり、理解したりするための学問として物理学などが成立した。存在の法則は、あるがままの存在に関する法則であり、従って客観的事実として存在しており、人間

の意思や意欲によって変えることのできない法則である。また存在の法則は、自然現象の中だけでなく、私たちの社会生活の中においても認識することができる。例えば、経済活動の中に存在する経済法則である。市場経済において、ある商品の価格は、その商品の需要と供給の関係によって定まる、と考えられている。いわゆる需要と供給に関する法則である。この法則は客観的事実として存在している法則として理解することができる。

一方当為の法則というのは、「当為」に関する法則であるが、存在の法則と異なり、自然現象のように自然必然性として存在しているものではない。「当為」というのは、人間の思考の中における、「なすべきこと」、あるいは「あるべきこと」を意味している。そして、当為は、なんらかの目的を実現するための方法として要求されるものといえる。ある目的を実現したいのであれば、「こうなすべきである」、あるいは「こうあるべきである」というようにである。当為の法則は、社会規範の法則と自己規範の法則に分類されている。社会規範の法則というのは、社会の中で人間がいかに行動すべきかということに関する法則であり、自己規範の法則というのは各自の精神の中でいかに思考すべきかということに関する法則である。前者に関するものとして、習俗、道徳、法などに関する法則がある。後者に関するものとして、論理に関する法則や数学に関する法則などがある。

当為の法則は、「こうなすべきである」あるいは「こうあるべきである」として要求するだけの法則であり、存在の法則と異なり直ちに現実的な存在となるものでは

ない。現実的な存在となるためには、各自が当為の法則に従って行動する必要がある。道徳や法に関する社会規範の法則についてみると、「人間はこうすべきである、あるいはすべきではない」と要求するが、それは現状における何か変えて、何らかの行為により望まれる新しい状態をもたらすことを意思に命ずるものである。そして、それを承認する者が意欲的に行動することにより、初めてひとつの法則として機能し始めることになる。当為が精神を支配して、それに従って行動する限りにおいて法則として成立（存在）することができる。

2 自己規範の法則と社会規範の法則

自己規範の法則というのは、いかに思考すべきかというような、精神（理性）の働かせ方などに関する法則といえることができる。論理学における法則が代表的なものである。数学の法則も、絶対的であり選択の余地のない（「こうあるべきである」ではなく「こうである」）法則のように思われるが、人間の精神の中で作られて、その承認と実践により存在している法則であり、自己規範の法則とされている。この法則は記号や数式などにより外的存在として現すことはできるが、精神の中に存在している法則である。

社会規範の法則というのは、人生（社会生活）について考えて、いかに生きるべきかというように、すなわち各個人の人格の形成と実践などに関わる法則といえることができる。自己規範の法則との相違は、存在の法則と同じように、この法則が精神の外的なものとして現れたときに、法則の存在を認識することができるということである。例えば、健康管理をして規則正しい生活をする（社会規範）を望んだ（承認した）者が、それが長年続いてできているとき（実行したとき）、そこに社会規範の存在を認識することができる。「よく生きること」に関する社会規範を道徳規範と考えるならば、この社会規範を道徳規範とみることができる。そして、自己のみに関する道徳規範であることから個人的な道徳規範（個人道徳）である。また他者との関係において成立する道徳規範を考えることもできる。約束は守るべきである、あるいは思いやりを持って接するべきであるというように道徳規範である。このような道徳規範は他者と関係することを前提としていることから、社会的な道徳規範（社会道徳）といえることができる。個人道徳と社会道徳の相違であるが、社会道徳については、社会の中に法則として存在して他者でもそれを認識することができることにある。そして、他者はこの法則の存在により、そ

の人が約束を守る人間、あるいは思いやりのある人間であるという評価をすることができるようになる。さらに、ある同様の社会道徳を多くの人間が承認し、そして日常的に実行に移すならば、存在の法則と同じように社会の中に存在する法則として客観的に認識することができるようになる。例えば、約束は守るべきであるという社会道徳についてみると、私的な関係における存在にとどまらず、公的な（一般的な）関係の中で存在を認識することができる。現在、私達は契約社会の中で生活をしているが、契約は、約束は守るべきであるという私的な関係の中で生まれて、次第に取引社会一般の規範として形成されてきた概念といえることができる。そして、社会現象として契約が守られているのを見ることができるとき、各人の自己に対する命令そしてその承認と実行により法則として存在するという当為の法則の性質を失い、個人による承認と実行の有無に関わらず、既に社会の中に存在している法則とみなすことができる。

反対に、その法則に従わなければ（契約を守らなければ）その社会の中で生活をするできないというような強制（外部からの意思への命令）を感じるようになる。そして、その社会規範の承認と実行への外的な命令を多くの人間が認識するようになると、それを受け入れない者（契約を守らない者）がいるときには、その者は制裁を受けるべきであるという感情が生まれてくる。自己は社会規範を守るので制裁を受けることはないであろうという漠然とした確信を持って、制裁の伴った社会規範の存在を認める。ここに、道徳規範とは性質の異なる社会規範の存在を見ることができる。そして、制裁と結びつきの強い社会規範というと法規範である。

3 法規範の法則と法思想

法規範における強制は、この法則が社会秩序の形成と維持に深く関わっていることにより個人の承認を待つことなしに存在させなければならないという外的な要因に基づくものと思われる。法規範の強制を正当化するためには、外部からの意思への命令を自らの意思による承認へと導く必要がある。説得による承認である。法規範は全ての市民に適用されるものであることから、この説得は、論理的に、全ての市民が承認することのできる内容でなければならない。近代の法思想はこの説得のための理論として理解することができる。

例えば、フランス革命に影響を与えた自然法思想である。人間が人間として当然有する権利としての自然権（人権）を提唱した思想である。当時、人間につい

て、個々の独立した存在としての人間という観点はなく、共同体の一部分（成員）としての存在と考えられていた。そして、このような共同体は、身分階級などによる、なんらかの支配服従関係に基づいて構成されていた。そして、権力者（君主）は自己の地位を神の意志に基づくというような権威的な説明（例えば、王権神授説）により正当化していた。しかし、その実態は物理的強制力（すなわち暴力）により維持されていた社会でしかなかった。そこで、より良い社会を望み、新しい社会を作るためには、新しい社会規範（法規範）を考え出さなければならない。自然法思想は、次のような主張をした。私達は人間である。これは、人間が共同体の一部分ではなく、それぞれ一人の独立した存在であるという主張である。そして私達は人間としての当然の権利（自然権）を有するという。

自然権は、社会的身分や血縁などのような人間の個別的属性から生じる権利ではなく、「人間である」という全ての人間が有する共通の属性から生じる権利であり、従って全ての人間から承認を得ることのできる権利である。自然権とされている、自由・生命・財産に対する各個人の権利を保障するという法思想は、論理的に、全ての個人から承認を得ることができるであろう。あるいは、公正な社会の実現を望む人達は、自然法思想以外にそれを実現するための他の思想を知ることができないのであれば、全員それを承認するしかないであろう。そして各個人が自然法（自然権）思想を承認して実践するならば、それが法則として社会に存在することになる。すなわち、新しい法規範に基づく新しい社会が成立することになる。ただし、新しい法規範が強制と結びついているということを見逃してはならない。法思想の承認というものは、道徳規範のような単に個人的な承認に留まるものではない。社会を創設することに関する承認であることから、社会の他の成員に対する承認でもある。従って、その実行に関しては、社会的な責任を負っているものであり、違反したときには社会的な制裁を受けるということへの承認も内在していると考えなければならない。

公正な社会を成立させるということは、法規範が法則として社会的な存在になるということであるが、そのためには実行が伴わなければならない。ある法規範を全ての個人が論理的に承認することができるということは、それが全ての個人の精神を支配するというのではない。全ての個人の実行を確実なものにするためには法規範が強制力を有する必要がある。

4 国法について

自然法思想を各個人が受け入れたとしても、多くの人間がそれを実行に移すことがなければ、法則として社会の中に存在することはできない。同様に、国法が制定されたとしてもそれだけでは法則として存在したことはない。国法が社会の中で、継続して実行されることにより、すなわち社会的現象として国法が遵守されているのを見ることができるときに法則としての存在を認識することができる。そして、法規範を現実の法則として存在させるための強制との結びつきは国法においても同様であるが、より不可分の関係にある。例えば、個人の平等というような抽象的な法概念としては全ての人が承認することができるとしても、具体的な法規範としてそれを明文化することは非常に難しい。全ての国民が承認することができる国法を制定することができないならば、強制力を伴わないで国法を多くの国民に遵守させることは困難であり、国家の存亡にかかわるからである。

但し、近代国家における法の強制力というのは、封建社会の支配服従関係における暴力的強制とは性質が大きく異なっている。それは、国民が受け入れることのできる法の強制という性質である。憲法の基本原則の一つである国民主権主義に基づいて説明をすると、次のような理論構成となる。国民主権主義というのは、端的にいうと、国民の意思に基づいて政治を行うということである。制度的には議会選挙により選出された国会議員が国政を決定することになるが、国民の代表であることから、国会議員を介して国民が国政の決定に参加しているのである（代議制民主主義）。例えば、ある議会選挙の立候補者が何らかの法律の必要性を訴えて当選し、その法律が国会で制定されたとすると、その法律の制定に一票を投じた有権者も参加していたということができる。そうすると、その法律を遵守するということは、自ら制定した法律を自ら遵守するということであり、他者から強制されたものではない。従って、その法律に違反したときには制裁を受けることについても予め認めているとみなすことができる。すなわち、国民主権に基づく制度が国民による国法の承認とそれへの強制を正当化するための構造を作っているのである。

まとめ

当為の法則の一つである法規範は、市民が承認して遵守することにより法則として現実の存在となる。多くの市民の承認を得ることが困難であるとき、その実現のた

めに法規範は強制と結びつきやすい。近代法の特徴は、強制について、その法的価値が論理的に全ての個人に受け入れられ得るということ（人権の尊重）、そして法規範の作成に自ら参加するという制度（国民主権）を設けることにより、「強制＝自己の意思」という理論構成にあるといえる。